

鎌倉市教育委員会事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価

No. 1-1

事業No.	教総-01	事業名	教育委員会運営事業
単年度・経年	経年	個別事業名	教育委員の職務等の概要について
実施計画事業との関連			
<p>現 状</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、鎌倉市教育委員会を設置し、委員は5名である。定例会、臨時会を開催し、議案、協議事項、報告事項、請願を審議する。また、委員は、各行事、事業にも参加している。</p> <p><input type="checkbox"/></p> <p>報酬額 委員長 月額141,500円 委員 月額122,000円(教育長を除く)</p>			
<p>平成22年度に行った事業の概要</p> <p>定例会を12回、臨時会を3回開催し、議案35件、報告事項27件、請願1件、協議事項5件を処理した。(平成21年度は、定例会12回、臨時会3回、議案41件、報告事項32件、請願0件、協議事項2件) また、成人式、卒業式などの行事に出席するとともに、小中学校における研究発表授業などにも出席、参加した。 平成22年度は、7月に小・中校長会との意見交換、10月に文教常任委員会の委員との意見交換を行った。</p>			
<p>平成22年度に行った事業の成果</p> <p>平成23年度使用教科用図書の採択方針についての議案について審議し、可決した。平成22年度は、小学校教科用図書の採択替えの年度であったため採択検討委員会を設置し、教科の種目ごとに比較検討・調査研究を行った。各教育委員は、検討委員会からの報告資料、種目ごとの教科書などを読み込んだ後、採択に臨んだ。その結果、9教科11種目の教科書を採択することができた。 また、採択の手続や教科書の内容についての勉強会を3回開催し、理解を深めたところである。 さらに、小中校長会及び文教常任委員会との意見交換を実施したことにより、相互の理解と教育委員としての見識を深めた。</p>			
<p>今後の課題(内部評価)</p> <p>小中校長会及び文教常任委員会との意見交換を実施したところだが、今後もさらに、いろいろな機会をとらえて、教育委員としての見識を深める場を設けていく必要がある。</p>			
<p>委員の方からの意見(外部評価)及び意見に対する市の考え方・対応策(⇒にて表示)</p> <p>・教育委員会事業については、定例会のみ表示されているが、その他の活動についても、どのような活動(例えば、どの学校のどの様な研究発表会に行きどのような成果があったのか等)についても記述が必要。</p> <p>⇒定例会以外の活動状況として資料を作成し、添付した。</p>			

鎌倉市教育委員会事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価

No.1-2

事業No.	教総-01	事業名	教育委員会運営事業
単年度	・(経年)	個別事業名	教育委員の職務等の概要について
実施計画事業との関連			
<p>前年度内部評価への対応等について</p> <p><前年度の内部評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育行政諸課題への対応を図るため、教育委員会定例会、臨時会等を開催した。 ・今日的課題である小中一貫校やいじめ・不登校について、勉強会を開き、委員相互の共通理解と問題点の整理等を図った。 <p>⇒平成22年度も、勉強会を開催し、教科書採択の手續や教科書の内容についての理解を深め、滞りなく、平成23年度使用小学校教科用図書を選定することができた。</p>			
<p>前年度外部評価への対応等について</p> <p><前年度の外部評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国学力学習状況調査に関して、検証改善委員会を設置しているか。 <p><input type="checkbox"/></p> <p>⇒平成21年度は、検証改善委員会は設置せず、教育指導課と教育センターの指導主事により検証した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教科書採択の手續きはどのようになっているのか、また、どのようにあるべきかと考えているのか。 <p>⇒平成21年度は、中学校の教科書の採択があった。社会科歴史分野以外は、新たに文科省の検定を通った教科書がなかったため、平成17年度に採択したものを再度、採択するかどうかという検討を行った。社会科の歴史に関しては、新たに検定を通った1社を合わせて採択検討を行った。</p>			

会議名	開催日	番号等	件名
4月定例会	H22.4.14	報告事項	鎌倉市立大船中学校改築検討協議会の設置について
		報告事項	「鎌倉市奨学基金の設置及び管理に関する条例」等について
		報告事項	平成22年度教育指導課実施事業について
		報告事項	平成22年度教育センター実施事業について
		報告事項	スクールソーシャルワーカー活用事業について
		議案第1号	平成22年度教育総務部工事年間計画について
		議案第2号	平成23年度使用教科用図書採択方針について
		議案第3号	鎌倉市社会教育委員の解嘱及び委嘱について
		議案第4号	平成22年度生涯学習部工事年間計画について
		議案第5号	教育財産の取得の申し出について(国指定史跡鶴岡八幡宮境内)
		議案第6号	教育財産の取得の申し出について(国指定史跡永福寺跡)
		請願第1号	教科書採択についての請願
5月定例会	H22.5.19	報告事項	学校薬剤士の解嘱及び委嘱について
		報告事項	平成22年度市立小・中学校学級編成について
		報告事項	平成21年度相談状況等の報告について
		報告事項	保存管理計画の策定について ー追加ー
		議案第7号	鎌倉市スポーツ振興審議会委員の委嘱について
		議案第8号	鎌倉市文化財専門委員会委員の委嘱について
6月定例会	H22.6.16	報告事項	学校薬剤師の委嘱について
		報告事項	世界遺産登録に関する準備状況について
		議案第9号	鎌倉市教育委員会委員長を選任について
		議案第10号	鎌倉市教育委員会委員長職務代理者の選任について
		議案第11号	教育財産の取得の申し出について(大町釈迦堂口遺跡)
7月定例会	H22.7.14	報告事項	鎌倉市教育委員会職員の人事について
		報告事項	第一小学校体育館耐震改修工事におけるアスベストの検出について
		報告事項	「不登校の予防と対応ハンドブック」の発行及び配付について
		議案第12号	鎌倉市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部改正について
		議案第13号	鎌倉市立小学校及び中学校の設置に関する条例の一部改正の申し出について
		議案第14号	第二中学校改築に伴う体育館解体について
		議案第15号	平成23年度使用特別支援学級教科用図書採択について
7月臨時会	H22.7.20	報告事項	県費負担教職員の人事について(非公開)
		協議事項	県費負担教職員の人事にともなう協議について(非公開)

8月定例会	H22.8.17	報告事項	「かまくら教育プラン」平成21年度取組状況について
		報告事項	平成22年度鎌倉市立小学校及び中学校の児童、生徒及び学級数の推計について
		報告事項	「平成21年度児童生徒氏同情の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における本市におけるいじめ及び不登校の状況について
		議案第16号	教育委員会事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
		議案第17号	鎌倉市奨学基金の設置及び管理に関する条例の一部改正の申し出について
		議案第18号	平成23年度使用中学校教科用図書の採択について
		協議事項	鎌倉市立小学校平成23年度使用教科用図書の選定について
9月定例会	H22.9.22	報告事項	世界遺産登録に関する準備状況について
		議案第20号	教育財産(土地)の一部処分について
		議案第21号	鎌倉市教育委員会職員の人事について(非公開)
10月定例会	H22.10.20	報告事項	深沢中学校における特別支援学級の開設について
		議案第22号	鎌倉市社会教育委員の委嘱について
11月臨時会	H22.11.8	議案第23号	鎌倉市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正の申し出について
11月定例会	H22.11.17	報告事項	小学校給食調理業務の民間委託について
		報告事項	電子図書館サービスの実証実験について
		議案第24号	鎌倉市立小・中学校県費負担教職員人事異動方針について
		議案第25号	指定管理者の指定の申し出について
		議案第26号	鎌倉市図書館協議会委員の任命について
		議案第27号	鎌倉文学館指定管理者の選定結果に関する「異議申立書」について
12月定例会	H22.12.15	報告事項	学校薬剤師の委嘱について
		報告事項	勝呂忠作油彩画18点の寄贈について
1月定例会	H23.1.19	議案第28号	鎌倉市教育委員会公印規則の一部改正について
		議案第29号	平成23年度特別支援学級使用教科用図書(追加分)の採択について
		協議事項	鎌倉市職員定数条例の改正にかかる協議について
2月定例会	H23.2.9	議案第30号	「かまくら教育プラン」の見直しについて
		議案第31号	「鎌倉市における小中一貫教育」(基本方針)
		報告事項	小学校給食調理業務の民間委託について
		報告事項	鎌倉海浜公園水泳プールについて
		協議事項	平成23年度歳入歳出予算(案)の教育費について
3月定例会	H23.3.2	議案第32号	鎌倉市教育委員会事務分掌規則の一部改正について
		議案第33号	学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について
		報告事項	ふかさわ子どもの家に係る深沢小学校施設の一時転用について
		協議事項	平成23年度学校教育指導の重点
3月臨時会	H23.3.25	議案第34号	県費負担教職員人事の内申について(非公開)
		議案第35号	鎌倉市教育委員会職員の人事について(非公開)

定例会・臨時会の実施状況

定例会	12回
臨時会	3回
報告事項数	27件
議案数	35件
請願数	1件
協議事項数	5件

定例会・臨時会以外の主な活動状況

1 平成 22 年度の勉強会

	月日	内容
1	7月14日	教科書採択
2	7月28日	教科書採択
3	8月11日	教科書採択
4	12月15日	生涯学習プラン
5	3月2日	新学習指導要領

2 公開授業等への参加

	月日	内容
1	10月22日	幼・保・小連携研究会
2	11月5日	第一中学校研究発表会
3	1月28日	関谷小学校研究発表会

3 意見交換

	月日	内容
1	7月5日	小学校長会
2	7月13日	中学校長会
3	10月28日	文教常任委員会
4	2月2日	小中校長会

4 公式行事

	月日	内容
1	10月22日	陸上競技大会
2	1月10日	成人の集い
3	3月9日	中学校卒業式
4	3月18日	小学校卒業式

鎌倉市教育委員会事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価

No.2-1

事業No.	教総-12,15	事業名	防災対策事業
単年度	・(経年)	個別事業名	学校施設の耐震補強事業
実施計画事業との関連		4-2-4-② 学校施設の耐震診断・補強	
<p>現 状</p> <p>・本市立小中学校において、改築を行った第二中学校を含める94.4%の学校施設(校舎・体育館)の耐震補強工事がしゅん功したことにより、耐震強度を満たしていない残り5.6%の学校施設(校舎・体育館)は、改築を予定している大船中学校(校舎5棟、体育館1棟)のみとなっている。</p>			
<p>平成22年度に行った事業の概要</p> <p>・工事</p> <p>1. 小学校(体育館)</p> <p>(1)第一:59,358,500円 (2)西鎌倉:27,422,500円 (3)今泉:19,393,000円</p> <p>(4)七里ガ浜:30,922,500円 (5)腰越:61,845,000円 (6)山崎:41,979,000円</p> <p>(7)関谷:40,950,000円</p> <p>2. 中学校(校舎)</p> <p>(1)岩瀬(特別教室棟):72,135,000円</p> <p>・工事監理</p> <p>1. 小学校(体育館)</p> <p>(1)第一:1,102,500円 (2)西鎌倉:1,344,000円 (3)今泉:1,102,500円</p> <p>(4)七里ガ浜:1,004,850円 (5)腰越:1,018,500円 (6)山崎:1,004,850円</p> <p>(7)関谷:1,018,500円</p> <p>2. 中学校(校舎)</p> <p>(1)岩瀬(特別教室棟):1,801,800円</p>			
<p>平成22年度に行った事業の成果</p> <p>・学校施設に係る耐震補強事業の促進強化を図ったことにより、改築を予定している大船中学校を除く、全ての学校施設(校舎・体育館)の耐震補強工事がしゅん功したため、平成22年度をもって当該事業は完了した。</p>			
<p>今後の課題(内部評価)</p> <p>・平成22年度をもって当該事業は完了したが、大船中学校に関しては当該事業完了後においても耐震強度を満たさないため、当該事業とは別事業として位置付けられている中学校改築事業による耐震補強(建替え)が急務の課題である。</p>			
<p>委員の方からの意見(外部評価)及び意見に対する市の考え方・対応策(⇒にて表示)</p> <p>・耐震工事は、今日的な状況をふまえると重要な政策で有り、この策定については、この計画の着実な実行が求められる。また、耐震工事の際、学校側の教育環境に配慮した設計・施工が求められる。</p> <p>□</p> <p>⇒耐震補強が唯一未実施の大船中学校については、改築(=新校舎・新体育館建設)に向けて「大船中学校改築検討協議会」を組織し、「改築基本計画案」の策定を行った。</p> <p>教育環境に配慮した設計・施工は、協議会における検討の主要なテーマであり、新校舎等の建設にあたっては、この「改築基本計画案」で示された方針に沿って着実な実施を目指す。</p>			

鎌倉市教育委員会事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価

No.2-2

事業No.	教総-12,15	事業名	防災対策事業
単年度・ <u>経年</u>		個別事業名	学校施設の耐震補強事業
実施計画事業との関連		4-2-4-② 学校施設の耐震診断・補強	
<p>前年度内部評価への対応等について</p> <p>・平成22年度中に防災対策事業(学校施設の耐震補強事業)は完了となるが、大船中学校に関しては当該事業完了後においても耐震強度を満たさないため、建替え(危険建物の改築)による耐震補強が急務の課題である。</p> <p>⇒大船中学校の改築に向けて、基本計画を策定するため、大船中学校改築検討協議会を開催し、検討・協議を行った。 併せて、平成23年度末までに大船中学校の仮設校舎を建設できるよう、所定の予算措置を講じるとともに、仮設校舎建設予定地に係る土地利用履歴について調査を行った。</p> <p><input type="checkbox"/></p>			
<p>前年度外部評価への対応等について</p> <p>・前倒ししての耐震補強事業は、児童・生徒の安全面、地域住民にとって大変ありがたいことである。引続き、大船中学校改築工事の早期実施をお願いしたい。</p> <p>⇒大船中学校は耐震補強の唯一の未実施校であり、生徒等の安全確保と学習環境の改善を図るため、当校改築に係る基本計画の策定に向けて、改築検討協議会において検討・協議を行った。</p>			

鎌倉市教育委員会事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価

No.3-1

事業No.	教総-14	事業名	中学校施設整備事業
単年度	・(経年)	個別事業名	中学校改築事業
実施計画事業との関連		4-2-4-⑥ 学校施設の改築 (第二中学校) 4-2-4-⑧ 学校施設の改築 (大船中学校)	
<p>現 状</p> <p>・平成23年2月をもって第二中学校の改築工事がしゅん功したことにより、現在、本市立小中学校のうち耐震強度を満たしていない学校施設は、大船中学校(校舎・体育館)のみとなっている。</p>			
<p>平成22年度に行った事業の概要</p> <p>・第二中学校改築事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新校舎等改築工事(継続費):1,120,475,000円(22年度分) 2. 体育館解体工事:14,700,000円 3. 外溝工事:27,247,500円 4. 仮設校舎賃借:73,342,500円 5. 仮設校舎用地賃借:6,996,000円 6. 改築工事監理委託(継続費):21,025,000円(22年度分) 7. 什器等移転業務委託:1,258,950円 他 <p>・大船中学校改築事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 改築検討協議会 3回開催(委員報酬:102,000円) 2. 土地利用履歴調査委託:187,950円 			
<p>平成22年度に行った事業の成果</p> <p>・第二中学校改築事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成23年2月をもって、校舎・体育館の改築工事がしゅん功した。 2. 既存体育館の解体工事に着手し、しゅん功した。 <p>・大船中学校改築事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 改築検討協議会を3回開催し、基本計画の策定に向けた検討・協議を行った。 2. 仮設校舎建設予定地に係る土地利用履歴について調査を行った。 			
<p>今後の課題(内部評価)</p> <p>・学校施設の耐震補強は、安全かつ良好な教育環境を確保するために必須の最重要事業であり、大船中学校の改築が急務の課題である。</p> <p>しかし、新校舎改築までの間、天災等不測の事態に備え、生徒等の安全対策を講じるため、事業計画の前倒しを図り、早期に仮設校舎を建設する必要がある。</p>			

委員の方からの意見(外部評価)及び意見に対する市の考え方・対応策(⇒にて表示)

・大船中学校の設備整備事業に関しては、学校建築によくありがちであるが、最新の学校見学に依って見てきたものをそのまま取り入れるのではなく、大船中学校の教育活動に適切な学校設備・環境を整える必要がある。例えば、近年小学校等で多く用いられてきたオープンスクールは、ここに来て授業が行いにくい校舎建築の典型となっている。中学校においては、教科学習型建築が、使い勝手が悪いという評価が挙がっている。実際に授業を行う学校の意向を反映したものにしたい。

□

⇒大船中学校の改築事業にあたっては、教員、地域の代表、保護者等で構成する「大船中学校改築検討協議会」において、改築の基本理念・基本方針、そして施設整備の方向性について検討を行い、その結果を「大船中学校改築基本計画案」として取りまとめた。今後の改築事業においては、大船中学校を「良くありがちなもの」にすることなく、「基本計画案」を最大限に尊重し、設計、施工を行っていきたいと考えている。なお、教室配置については、特別教室型で協議会の意見が集約され、「基本計画案」にも記載されている。

・第二中学校の体育館、家庭科室、技術科室等、大変充実したもので、生徒だけで使用するのはいらない。地域からの要望もすでに出ている。今後は、生徒の使用に支障のない範囲で地域への積極的な開放をお願いしたい。「地域の学校」「開かれた学校」になってゆくとと思う。そのためにも、廃止された中学校の施設管理員の再配置をお願いしたい。

⇒第二中学校では地域等による利用を考慮して、体育館等を含む一定の区域を開放エリアとしているが、家庭科室、技術室はこのエリアには含まれていない。

地域との交流・連携は学校に求められる今日的な課題である一方、学校側の管理運営上の問題も考えられる。特に、土日の開放の場合には、学校側で人的な対応がとれない状況であり、市P連からも中学校施設管理員の復活について要望をいただいている。

同様なかたちで施設管理員を復活させることができるのか、あるいはこれに代わる別の仕組み、体制をつくることができるのか、学校や他課とも協議・相談しながら検討したい。

鎌倉市教育委員会事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価

No.3-2

事業No.	教総-14	事業名	中学校施設整備事業
単年度	・ 経年	個別事業名	中学校改築事業
実施計画事業との関連		4-2-4-⑥ 学校施設の改築（第二中学校） 4-2-4-⑧ 学校施設の改築（大船中学校）	
<p>前年度内部評価への対応等について</p> <p>・第二中学校の建替えにあたっては、引き続き、生徒及び近隣住民の安全確保及び生活環境維持に関して、必要な対策を十分に講じながら工事を進めていかなければならない。</p> <p>⇒工事の際は、必要な安全対策を講じるよう各施工業者に指導した。</p> <p>・大船中学校の建替えが喫緊の課題であるが、建替えまでの間については、事業計画の前倒しにより仮設校舎を早期に建設し、生徒等の安全対策を講じる必要がある。</p> <p>⇒平成23年度末までに大船中学校の仮設校舎を建設できるよう、所定の予算措置を講じるとともに、仮設校舎建設予定地に係る土地利用履歴について調査を行った。</p>			
<p>前年度外部評価への対応等について</p> <p>・財政的に厳しいときに、大船中学校の改築工事について、年度の前倒しで実施していくことに関して大変評価したいと思う。予算的には大変だろうが、生徒の安全性が関わっているので、こういうことを行政で進めていただくことは高い評価になると思う。</p> <p>⇒生徒等の安全を速やかに確保するため、当初の事業計画を前倒しして、平成23年度末までに仮設校舎を建設できるよう所定の予算措置を講じた。</p> <p>また、校舎等の改築工事については、現在、改築検討協議会において基本計画の策定に向けた検討・協議を重ねているが、今後は、当校の改築工事が後期実施計画に採択されるよう事務手続きを進める。</p>			

鎌倉市教育委員会事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価

No.4-1

事業No.	教総-20	事業名	給食事務
単年度	経年	個別事業名	食育の充実と調理業務の委託化
実施計画事業との関連			
<p>現 状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食法に基づき、小学校16校での完全給食と中学校では牛乳給食を実施している。 ・給食の提供に当たっては、食材の選択、調理業務等の安全、衛生面等に細心の注意を払い、安全で安心して食してもらえる給食を安定的に提供している。 ・現代社会における食生活は、ライフスタイルの多様化などに伴い、栄養の偏り、不規則な食事などが増えており、食に対する正しい知識も失われつつあることから、学校教育における食育の充実が求められている。平成21年度には栄養教諭が1名ではあるが配置され、本市においても、給食時間や各授業において食育の充実を図っているところである。 			
<p>平成22年度に行った事業の概要</p> <p>□</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給食の年間実施回数 小学校183回・中学校平均96回 ・食育の充実については、栄養士を研修会に派遣するなど指導上の充実を図るとともに、子どもの食に対する意識を高めるために教諭と栄養士が協力し給食時間や授業を通じて、知識の習得充実に努めた。 (例)小学2年生 旬の食材(とうもろこし)の皮むき体験を通して、食材に興味を持ち、食べようという意欲を高めるなど。 小学5年生 一市内で働く農家の方や漁師さんからお話を聞き、地元の食材について学び、感謝の気持ちを高めるなど。 ・給食室から献立一口メモを発行し、食材や献立の知識を得ることで子どもの食への興味を引き出した。 ・保護者などに対しては、給食だよりや料理講習会、講演会、試食会などにより、食の大切さ等について、意識啓発を行った。 ・また、給食を安定的に提供することや将来にわたる行政コスト削減の観点から、平成19年度4校(深沢小、山崎小、小坂小、今泉小)、平成20年度2校(西鎌倉小、玉縄小)平成21年度1校(腰越小)の調理業務の委託を行った。 ・なお、委託校については、試食会や保護者、学校、委託業者を含めた学校給食運営協議会を設置し、委託状況の検証を行った。 ・今後の中学校の昼食のあり方を検討するうえでの基礎資料とするため、小学6年生児童と保護者、中学校2年生生徒と保護者を対象にした「中学校での昼食についての調査」を実施した。 			
<p>平成22年度に行った事業の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全安心の観点から、食中毒等の事故もなく学校給食を安定的に提供することができた。 ・食育の充実については、地場産物を給食献立に組み入れることで、子どもたちがその鎌倉産の食材を調べ、食べ物、栄養素と体の関係などを知ることにより、食に対する関心、意識を高めることができた。 ・県、市の食育推進計画に沿い、本市の小学校における食に関する指導を6年間を通じた指導目標に従って、計画的に実施した。 ・調理業務の委託化については、開始後4年が経過し保護者の不安も払拭されており、試食会や学校給食運営協議会での保護者の感想も良好である。 ・中学校の昼食についての意向としては、児童及び生徒については、給食よりも弁当持参を希望する割合が高いこと、また、パンなどの校内販売や弁当と給食との選択制を望む声も多いことがわかった。一方、保護者については5~6割の方が給食がよいと考えていることが見てとれた。 			

今後の課題(内部評価)

・学校教育において、食に対する知識や能力を総合的に身につけることができるよう、教育活動全体で指導することが求められている。このため、毎日食べている給食の栄養面や身近な食材(地場産)、作り方など生きた教材として利用できる学校給食の果たす役割は大きく、また、指導内容を子どもの発達段階に応じて系統的に整理し、各教員との相互連携を明確にした全体計画を作成していく必要がある。

・その中心的役割を担う栄養士の果たす役割も増しており、将来的には栄養教諭として配置し、全体計画の進行管理等を図っていく必要があると考えている。

・中学校における完全給食の実施については、実施方法や経費、学校運営にかかる問題など、様々な課題を整理していく必要がある。今回の調査結果を参考にするとともに、給食実施都市の調査を進める中で、本市においても検討をしていく必要がある。また、中学校においても食に関する年間指導計画を策定するなど、指導体制の整備・充実を図り、学校全体で計画的な食育を推進する必要があると考えている。

・調理業務の委託化については、実施した7校における保護者、学校からの意見も良好であり、従来と同様に安全で安心して食してもらえる給食を安定的に提供していく責任を十分果たしていると考えている。今後も給食調理員の退職状況等により委託化を進め、学校給食の安定的な運用に努めていきたい。

委員の方からの意見(外部評価)及び意見に対する市の考え方・対応策(⇒にて表示)

・学校教育における食育の観点から、特に、小学校においては、学校給食は重要な意味がある。中学校においても食育についての指導は重要であるが、それと直接的に給食指導について結びつけることは、中学校の教育課程上難しい面もある。中学校においては、教科指導がその中核となっており、また、それに伴って、生徒指導が行われる。食育だけに特化した指導を行うことが、中学校教育の使命ではない。また、中学校の授業時間数確保のためには、給食時間に取られる生徒指導上の困難性もある。単に、給食を行うということのみを焦点化するのではなく、中学校においては、学校教育全体の中の給食について、総体的に専門的な立場からの配慮が重要である。

□

⇒中学校給食の導入に当たっては、成長期にある生徒の心身の健康の保持増進と体位の向上を図るなど給食の意義と、学校給食を活用した食に関する指導の推進の必要性を確認したいと考えている。一方、教室内での配膳作業時間等を考慮した一日の時間配分等給食を実施することで日課に影響が出るのが予測される。今後、学識経験者、中学校長、小学校長、教職員、保護者などからなる懇話会を設置し、前段の課題を含めて中学校給食のあり方について検討を行いたい。

・福島原発事故は未だ終息しておらず、特にこどもの健康について保護者は大変心配している。過剰に反応することはないが、どこまでが過剰か、判断が難しいところもある。ここは、子どもの健康を第一に考えて食材の調達等には一層の配慮をお願いしたい。また今後のために記録保存をお願いしたい。

⇒小学校の給食に使用する食材については、納品時に産地を表示してもらい、各校で出荷制限のされていない産地であることを確認し記録している。野菜などは鎌倉産や県内産のものをできる限り納入するよう依頼しているが、それで揃わない場合には国内産のものが納品されている。現在、小学校で使用した前月分の食材の産地を市で集約し、ホームページに掲載し公表している。また、給食食材の安全性を再確認するという目的から、7月1日～15日に給食食材の中から毎日1品を選定し、放射性物質の測定を実施した。今後とも、学校給食の安全確保を図っていきたい。

鎌倉市教育委員会事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価

No.4-2

事業No.	教総-20	事業名	給食事務
単年度	経年	個別事業名	食育の充実と調理業務の委託化
実施計画事業との関連			
前年度内部評価への対応等について			
<p>・食育については、教諭と栄養士がより連携しそれぞれの専門性を生かし食育を実践するため、食育担当者会議を通して食に関する指導の情報交換を行ない、各校で実践できる年間指導計画書の作成に取り組んでいる。</p> <p>・食に関する指導として教科等の指導に加え、家庭地域との連携調整が求められることなどから、栄養士を研修会等へ参加させ見識を深め、栄養士の果たす役割の変化に対応できるよう図った。</p> <p>・中学校給食については、実施方法や経費、学校運営にかかる問題など、いろいろな課題がある。その課題を整理するために、児童、生徒とその保護者の意向や実態を把握する調査を行った。</p> <p>・給食調理員の退職により、安全で安心して食してもらえる給食を安定的に提供していくために、23年度に向けて1校の委託化準備を実施した。</p>			
前年度外部評価への対応等について			
<p>・中学校給食については、給食を実施するとなると、配食時間と授業時間との関係、給食指導の面など色々な問題がある。給食室、調理員の人件費も含めてかなり膨大な予算が必要になることはいうまでもなく、費用だけではなく、なぜ、牛乳給食を実施してきたかを踏まえなければならない。基本的には、給食の指導は、教員の指導時間外である。生徒指導の問題で、教員は苦勞している。このようなことを踏まえて、きちんと検討していくべきである。学校サイドから見るといろいろな問題を含んでいる。</p> <p>□</p> <p>⇒中学校給食の実施については、費用面、時間的制約、指導面など様々な問題、課題があると認識している。学校での昼食の実態や児童、生徒、保護者の意向調査した結果を参考にするとともに、学校現場の考えもよく聞き協議しながら、本市において中学校給食に何を求めるかを考えつつ、実現の方策について検討していきたい。</p> <p>・小学校給食において、現在、7校を委託化しているが、今後、小学校全校の委託化を目指しているのか。</p> <p>⇒当面、平成23年度までに8校を委託する計画であり、その後の計画は未定であるが、市全体としての技能労務職の退職者不補充の考え方が続く限り「安定して安全な給食」を提供するためには、委託化を推進していくことが必要であると考えている。いずれにしても、職員数適正化計画や行革プランとの兼ね合いの中で将来的な計画を考えていく。</p>			

鎌倉市教育委員会事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価

No.5 - 1

事業No.	教総-25	事業名	教育支援事業
単年度	○ 経年	個別事業名	特別支援教育の推進
実施計画事業との関連		4-2-3-②特別支援教育の推進	
現 状			
<ul style="list-style-type: none"> ・特別な支援を必要とする児童生徒が可能な限り社会参加・自立をしていくために、個々の教育的ニーズを把握し個に応じた適切な教育を行っている。 ・特別支援学級補助員・学級介助員の配置、及び学級支援員を学校からの要請に基づき派遣している。 ・また、平成19年度からは生活介助に加え、学習支援も行うことができるスクールアシスタントを配置している。今後小学校全校への配置を目指し実施している。 ・特別支援教育巡回相談員は、最終的には4名の派遣を目指し、平成18年度から実施している。 ・また、障害のある子どもたちが共生社会の第一歩である地域で教育を受け、学び、地域で育つ環境をつくるために、現在小学校7校・中学校3校に設置している特別支援学級(知的、自閉症・情緒障害)を全校に設置するための環境整備を進めている。 			
平成22年度に行った事業の概要			
<ul style="list-style-type: none"> ・学級支援員の派遣事業は、1時間1000円の報償、年度当初派遣総時間数6500時間、12月補正で1300時間増を予算化し、学校からの派遣要請に基づき実施した。 ・学級介助員を前年度より2名増の24名(補助員2名を含む)採用し学校への配置を行った。 ・スクールアシスタントを8名採用し学校への配置を行った。 ・各校における特別支援教育の充実を図るため、特別支援教育巡回相談員を3名採用し、各校からの派遣要請に基づき派遣を行った。 ・中学校特別支援学級在籍者の急増に伴い、急遽平成23年度1校開級のための準備を行った。 ・小中学校特別支援学級(知的、自閉症・情緒障害)の全校設置に向けて、検討委員会を設置した。 			
平成22年度に行った事業の成果			
<ul style="list-style-type: none"> ・学級支援員は、転入生等の対応に伴い、12月補正で1300時間を追加し、派遣総時数7800時間派遣した。 ・スクールアシスタントは、担任とのT・Tでの個別支援や別室での個別指導を行うなどして、配置校からは好評を得ている。 ・特別支援教育巡回相談員は、各校の特別支援教育の推進体制確立への助言、ケース会議・児童生徒の観察指導等を行っており、各校からの派遣要請に応じて派遣している。年間を通して学校からの派遣要請が多く、十分に機能している。 ・中学校特別支援学級在籍者の急増に伴い、急遽平成23年度1校開級のため補正予算にて準備を進めた。また、今後、小中学校特別支援学級(知的、自閉症・情緒障害)の全校設置に向けて、検討委員会を設置して基本方針策定の検討をはじめた。 			
今後の課題(内部評価)			
<ul style="list-style-type: none"> ・教育上特別な支援を必要とする児童生徒数は、年々増加傾向にあり、保護者や学校の要望に応じて学級支援員・スクールアシスタントの配置を充実させることができた。スクールアシスタントについては、各小学校から配置の希望が強くあり、今後小学校全校配置を目指したい。 ・学級介助員を対象とする研修及び情報交換の場を設定することができた。 ・急遽平成23年度に中学校特別支援学級(知的、自閉症・情緒障害)開級に向けて予算措置し、準備を進めることができた。 ・特別支援教育巡回相談員については、特別支援学級担任や通級指導教室担当者の専門性向上のために、言語聴覚士による相談が必要と考える。今後3名の臨床心理士に加え、新たに言語聴覚士の派遣を目指したい。 			
委員の方からの意見(外部評価)及び意見に対する市の考え方・対応策(⇒にて表示)			
<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育は、教育の原点とも言える教育活動であり、個々の児童生徒の個性に合わせた教育が求められる。したがって、人手と経費がかかるものであることを前提としなくてはならない。また、市の支援内容や、スクールアシスタントの研修等の機会を設け、その質の向上を図ることも必要である。 ⇒今後も特別支援教育の推進については、教職員及び様々な支援に入ってくださっている方が、児童生徒・保護者のニーズに沿ってきめ細かな個別の支援を行っていきたい。支援のあり方について、学校訪問の際や随時参考資料を配布し、情報提供を行い、校内研修等での活用を促している。スクールアシスタント・学級介助員について平成21年度から講師を招いての研修会や情報交換会を実施して、その質の向上に努めている。 			

鎌倉市教育委員会事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価

No.5-2

事業No.	教総-25	事業名	教育支援事業
単年度	・ 経年	個別事業名	特別支援教育の推進
実施計画事業との関連		4-2-3-②特別支援教育の推進	
<p>前年度内部評価への対応等について</p> <p><input type="checkbox"/></p> <p>・教育上特別な支援を必要とする児童生徒数は、年々増加傾向にあり、保護者や学校の要望に応じて学級支援員・スクールアシスタント・特別支援教育巡回相談員の派遣及び配置を充実させることができた。</p> <p>・学級介助員を対象とする研修及び情報交換の場を設定することができた。</p> <p>・更なる充実を図っていきたい。</p> <p>⇒特別支援教育の推進は、学校教育における最重要課題の一つとして捉え、さらに充実を図っていきたい。</p>			
<p>前年度外部評価への対応等について</p> <p>・スクールアシスタントの増員は、支援を必要とする児童生徒が多くなっている現在、非常に良いことである。学校からの要請が多くなってきているので、一人でも多くの増員をお願いしたい。</p> <p>⇒・教育上特別な支援を必要とする児童生徒数は、年々増加傾向にあり、保護者や学校の要望に応じて学級介助員・学級支援員の派遣を充実させることができた。</p> <p>スクールアシスタントについては、人数増することはできなかったが、研修及び情報交換の場を設定し、支援の充実を図った。</p>			

鎌倉市の特別支援教育に関する考え方

平成 23 年 5 月
鎌倉市教育委員会

1. 特別支援教育の推進について

鎌倉市では、教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対して、その一人ひとりの教育ニーズを把握し、児童生徒の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う特別支援教育を推進していきます。

また、障害のある子どもたちが社会で自立した生活を送るためには、地域の理解と協力が大切であると考えます。共生社会の第一歩である地域での教育を受け、学び、地域で育つ環境づくりとして現在、特別支援学級の市内全校設置を目指しています。

～小学校学習指導要領 第1章 第4の2（7）から抜粋～

障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。特に特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。

（中学校は、「中学校学習指導要領 第1章 第4の2（8）」において準用）

～小学校学習指導要領解説 総則編 第3章 第5節 7 から抜粋～

小学校には、特別支援学級や通級による指導を受ける障害のある児童とともに、通常の学級にも LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、自閉症などの障害のある児童が在籍していることがあり、これらの児童については、障害の状態等に即した適切な指導を行わなければならない。(略)

このような指導は、特別支援学校や特別支援学級で行われてきており、それらを参考とするなどして、それぞれの学校や児童の実態に応じた指導方法を工夫することが効果的と考えられる。

（中学校は、「中学校学習指導要領解説 総則編 第3章 第5節 8）」において準用）

また、神奈川県では障害のあるなしにかかわらず、子どもたちの自立と社会参加に向けた「生きる力」の育成を目指し、「共に学び、共に育つ教育」と「一人ひとりの教育的ニーズに応える支援教育」を推進しています。

このような神奈川県での支援教育の考え方や新学習指導要領の内容を踏まえた上で、鎌倉市の特別支援教育を推進します。

2. 本人・保護者へのチームによる支援の充実

支援は保護者や本人の話を聞くところからスタートします。しかし、多様な子どもたちの一人ひとりのニーズを把握し、適切な支援の内容や方法を考え対応していくことは担任一人ではとても難しいことです。そこで、「チームによる支援」を行う必要があります。

子どもを中心に置き、保護者をはじめ支援に関わる人たちが協働して、子どもの支援にあたるシステムが求められています。各校においては、校内委員会を設置し教育相談コーディネーターを中心に、関係者が共通理解を図りながら一人ひとりの支援について確認・検討をしていきます。また、必要に応じて保護者の了解を得て関係機関との連携による支援も検討します。

3. 児童生徒の教育ニーズを正確に把握する取組

児童生徒の正しい理解が、適切な支援の始まりにつながります。教育ニーズを正確に把握するため、教職員の研修の充実を図ること、校内委員会の活用と必要に応じて専門家の意見を聞くことが大切です。

地域の支援センターでもある県立鎌倉養護学校や県立藤沢養護学校の地域支援担当との協力体制や必要に応じて、鎌倉市教育センター相談室を中心として県立総合教育相談センター等各相談機関及び医療機関、市長部局（こどもみらい部 発達支援室）との連携を取ることも考えられます。

（原則、他機関との連携の際には保護者の了解が必要になります。）

教育委員会としては、鎌倉市特別支援教育巡回相談員を各学校の校内委員会やケース会議等に派遣し、児童生徒理解に対する取り組みの支援をしてまいります。

4. 学校での支援内容

一斉授業等の中では、可能な範囲で教育的配慮や指導の工夫が大切です。工夫の一例としては、聞いて情報を得ることが十分できない児童生徒に対して、作業の流れ等のポイントを言葉で説明することに加えて、視覚的情報として文字や図で掲示することにより、理解の手助けとすることなどが考えられます。

学校では、支援の必要な児童生徒について、どの場面でどのような支援が考えられるのかを検討し、状況に応じて役割分担を行いながら支援してまいります。

具体的な支援の内容例

ケース1「注意の集中や持続が苦手」（座席についての工夫）

- ・児童生徒の様子を把握しやすいように、教師の近くの前列目や二列目にする。
- ・転動性のある場合、窓の近くや、様々な情報が目に入らないような座席にする。
- ・行動のモデルとなる児童生徒の側の座席にする。

ケース2「一斉指導の中での言語指示のみでは、指示理解が十分でない」

- ・一斉指示の後、理解できているか様子を確認する。
- ・一斉指示の後、側でもう一度ポイントを伝え、作業等を確認する。
- ・手元で実際に手本を見せる。
- ・作業手順等のメモやカードなど、視覚的情報を一緒に提示する。

ケース3「初めてのことを理解するのに時間がかかる」

- ・家で事前に予習をしてくるようにする。
- ・事前に内容や時間等について説明しておく。
- ・事前に写真や絵カードを利用して説明しておく。

ケース4「学習課題を時間内に仕上げられない」

- ・みなと同じ課題で量を少なく区切って指示する。
- ・課題に応じたヒントを与えて取り組ませる。

ケース5「他の児童生徒とのトラブルが生じやすく、パニックになってしまう、感情が落ち着くまで時間がかかる」

- ・クールダウンする場を決めておき、気持ちが落ち着くまで決められた場所で静かに過ごす。

5. 学級介助員及び学級支援員等の派遣

人的支援として、特別支援学級補助員、学級介助員、スクールアシスタントを配置します。支援の必要な児童生徒に対しては、教育活動上の必要な場面に応じて派遣する学級支援員を平成23年度は7800時間予定しています。特別支援学級補助員は2名、学級介助員は24名を配置します。また、学習支援を主な業務とするスクールアシスタント8名を小学校8校に配置します。

6. 研修の充実

市長部局と連携し、発達障害等の理解・啓発研修会を行います。また、校内研修会に巡回相談員を派遣し、研修会の充実を図ります。その他に、文部科学省委嘱神奈川県発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業による研修会、神奈川県発達障害支援センターをはじめとした関係機関が主催する研修会等について紹介します。

教育相談コーディネーター連絡会は、各校の取組状況に関する情報交換や特別支援教育に関する研修を主な内容として開催します。

7. 支援シートの取組

(1) 支援シートの捉え方

「支援シート」は、本人・保護者を中心に関係者が協力して作成するものです。母子手帳と同様に、保護者や本人が活用するものです。

(2) シートの記載について

シートに記載する内容は、保護者や担任・関係者で確認したうえ、保護者が記入します。担任は、面談補助簿を活用し保護者と相談します。その後、校長を含めた校内委員会で確認し保護者に伝えます。その内容を保護者が記入します。（保護者による記入が困難な場合に限り、保護者の依頼により担任の代筆も可）

(3) 保管について

学校や関係機関では、適切な指導や必要な支援に生かすため、保護者の了解が得られた場合、写しを一部保管します。保管場所は、個人情報であることから、指導要録と一緒に保管します。原本は、本人・保護者が保持し活用していきます。新しいシートを作成した場合や卒業・転出時に廃棄することとします。

(4) 記入内容について

シートの各項目は、関係者が指導を行う上で、該当の児童生徒が混乱することがないように、共通理解している内容を記載します。

○「これまでの取組」

学校の学習等で、どのような方法でどんなことが出来るようになったのか、学校での過ごし方等について記入します。

○「これまでの取組の評価」

次の進学先等が参考にしてこれからの取組についてのポイントがつかめるような内容にします。特に伝えたい内容項目を考え、例えばどのような取組をすることで一番成果があったのか、これからも継続して指導していく内容やこれからも必要とされる支援内容、または次のステップについて記入します。ここでは、「どんな状況において、どのような内容の支援が必要となるか」が大切です。

例えば、「初めてのことを理解しにくい状況がある。事前に視覚的情報を活用して活動内容を分かりやすく伝えることで見通しが持て、安心して課題に取り組める。」等記入します。

そのことにより、次の「これからの計画」の部分に様々な学習活動の中での苦戦する場面や状況が予想でき、具体的な手立て等対応の仕方が考えられるとともに、これからの方針が導けます。

鎌倉市教育委員会事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価

No. 6-1

事業No.	教総-25	事業名	教育支援事業
単年度・経年		個別事業名	少人数教育の充実
実施計画事業との関連		4-2-2-②少人数教育の充実	
<p>現 状</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年度から平成23年度の5か年の中期実施計画において、学習及び生活面のきめ細かな指導の充実を図るために、少人数教育事業として、小学校第1・2学年における少人数学級編制(1学級35人以下)と小学校3年生以上の学年及び中学校について、少人数指導の充実を図るために市費負担非常勤講師を派遣する計画を進めている。 市費講師は、勤務する学校長の監督のもと少人数指導及び専科の授業並びに当該小学校の行事等の業務に従事している。 勤務については、年205日、週5日、週28時間以内で勤務時間は学校長が割り振る。(時間単価2,250円) 			
<p>平成22年度に行った事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 小学校第1学年5校5学級、第2学年4校4学級で少人数学級編制(1学級35人以下)を実施するために、正規県費負担で少人数またはTT用に加配されている教員を担任とし、9名の市費負担非常勤講師を少人数・TT(チームティーチング)・専科教員として補充した。 			
<p>平成22年度に行った事業の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 大きな集団での生活に慣れていない小学校低学年に少人数学級を導入することによって、学習面・生活面において一人ひとりの児童に教師の目が行き届き、より個に応じたきめ細かな指導を行うことができ、保護者や地域、学校からも良い評価を得ている。 			
<p>今後の課題(内部評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> 学習及び生活のきめ細かな指導は市民の関心も高く、学校現場においてはその対応に迫られている。これらの市民の要求に対して、引き続き小学校低学年における少人数学級編制を実施して個に応じたきめ細かな指導体制の整備をするとともに、小学校3～6年生及び中学校1～3年生については、少人数指導を更に徹底し、児童生徒に対して学習の指導をきめ細かくする必要がある。 事業を実施するにあたり、前年度末まで新入学児童の数が確定しないため、予算積算時と少人数学級数の差が生じる等の問題や、非常勤講師の確保が困難等の課題がある。 平成23年度については、国の学級編制の標準の改定により、小学校1年生が35人以下学級となるが、引き続き小学校2年生までの少人数学級編制を進めていく。 			
<p>委員の方からの意見(外部評価)及び意見に対する市の考え方・対応策</p> <ul style="list-style-type: none"> 少人数教育の充実は、今日的な教育課題の最重要課題でもある。それは、一人一人の個の学習について、きめ細かな指導と適切な指導を適時的に行うためには必要不可欠なものであるからである。鎌倉市においては、国が指定した学校県政の標準に合わせ、小学校一年生の35人学級の実施と合わせて、小学校二年生においても実施していることは、評価できる。しかし、教育の多様化の中で、三年生以上の学年にも、教育支援を行う状況もあり、よりきめ細やかな小学校教育実現のためには、人手が必要であることも事実である。 ⇒小学校3年生以上にも少人数学級編制を実施することで、よりきめ細かな指導を行うことができるが、現行の方法では、市費負担非常勤講師は学級担任をすることができないため、市単での拡充は難しい。したがって当面は、少人数指導やT.Tとしての市費非常勤講師の数を増やし、小学校3年生以上においても少人数教育を充実させ、よりきめ細かな指導を目指したい。 			

鎌倉市教育委員会事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価

No. 6-2

事業No. 教総-25	事業名 教育支援事業
単年度・経年	個別事業名 少人数教育の充実
実施計画事業との関連	4-2-2-②少人数教育の充実
<p>前年度内部評価への対応等について</p> <p>・学習及び生活のきめ細かな指導は市民の関心も高く、学校現場においてはその対応に迫られている。これらの市民の要求に対して、引き続き小学校低学年における少人数学級編制を実施して個に応じたきめ細かな指導体制の整備をするとともに、小学校3～6年生及び中学校1～3年生については、少人数指導を更に徹底し、児童生徒に対して学習の指導をきめ細かくする必要がある。</p> <p>・平成20年度には、小学校第1学年5校5学級、第2学年6校6学級で11名の市費負担非常勤講師を配置したが、人数的には21年度の方が少なくなっている。これは自然発生的に1クラス35人以下学級になっていることによるものである。</p> <p>・事業を実施するにあたり、前年度末まで新入学児童の数が確定しないため、予算積算時と少人数学級数の差が生じる等の問題や、非常勤講師の確保が困難等の課題がある。</p> <p>⇒・小学校低学年における少人数学級編制を実施して個に応じたきめ細かな指導体制をとることができた。</p> <p>・小学校3～6年生及び中学校1～3年生におけるきめ細かな指導の充実に向けた少人数指導のための市費負担非常勤講師の配置ができていない。</p>	
<p>前年度外部評価への対応等について</p> <p><input type="checkbox"/></p> <p>・意見として少人数指導は効果があがっていないのではないか。少人数指導は、保護者や地域では評価が高いが、少人数の弊害も考慮すべきである。少人数指導だけではなく、1つの教室に複数の教員を配置することなど、いろいろと検討すべきであり、少人数指導全体を見直す時期と考える。</p> <p>・少人数教育の重要性は効果ある事業である。教師一人の指導には限界があり、少人数教育により学習面だけでなく、生活面におけるきめ細かな指導を行うことができる。より充実に努めてもらいたい。</p> <p>⇒・少人数指導により、特に小学年低学年において、学習面だけでなく、生活面におけるきめ細かな指導を行うことができた。</p>	

鎌倉市教育委員会事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価	
No.7 -1	
事業No.	教総-25
事業名	教育支援事業
単年度・経年	個別事業名 小中一貫(連携)教育の推進
実施計画事業との関連	4-2-2-⑧小中一貫(連携)教育の推進
現 状	
<p>平成21年11月教育委員会で「鎌倉における小中一貫教育の推進について」が協議された。それを受けて小中学校の校長・教頭・教員及び教育委員会の代表で検討委員会を構成し、平成21年度に2回、平成22年度に5回の会合をもち、平成23年2月に「鎌倉市における小中一貫教育(基本方針)」を策定した。</p> <p>現在も各小中学校では、連携して教育活動を進めているところであるが、「鎌倉市における小中一貫教育」が目指すものは、現在各中学校区で取り組んでいる小・中連携の取組の延長線上にあり、小・中学校による協働実践をさらに充実させることにより、9年間の義務教育を見通した「学びと育ちの連続性」を大切にす連携型小中一貫教育である。</p>	
平成22年度に行った事業の概要	
<p>小中一貫教育検討委員会を5回開催し、基本方針の検討を行った。会議内容を「検討委員会ニュース」(印刷物)にて教職員に周知した。</p> <p>7月に、「鎌倉市における小中一貫教育(基本方針骨子)」を発信し、教職員、学校評議員、保護者代表から意見を聴取し、基本方針策定の参考とした。</p> <p>平成23年2月教育委員会で「鎌倉市における小中一貫教育(基本方針)」を策定した。</p>	
平成22年度に行った事業の成果	
<p>小中一貫教育を進めるには、教職員の理解が大変重要であることから、十分に時間をかけて、基本方針策定の中で教職員への周知及び共通理解を図るとともに、教職員の意見を取り入れ、参考にしながら作業を進めることができた。</p>	
今後の課題(内部評価)	
<p>引き続き「鎌倉市における小中一貫教育(基本方針骨子)」にあるスケジュールに沿って、検討委員会で小中一貫教育の方向性について検討を行うとともに、指針作成委員会で教育課程の編成の指針の作成・修正を行う。</p> <p>平成26年度からの順次実施に向け、24年度からは後期実施計画に本事業を位置付け、推進校による実践を行う。</p>	
委員の方からの意見(外部評価)及び意見に対する市の考え方・対応策(⇒にて表示)	
<p>・小中一貫については、中央教育審議会「新しい時代の義務教育を創造する(答申)」(平成17年10月26日)において、研究開発学校や構造改革特別区域として、時代の教育改革を行う意味で取り上げられたものである。その後、教育再生会議「構造改革特別区域研究開発学校設置事業における小中連携に関する取組」(平成19年10月23日)が取り上げられたものの、その成果は、一部都市部の学校にその成果が認められるものの、これまでの日本の学校教育制度としての、小学校、中学校という義務教育のこれまでの成果の中で、特に小中一貫教育を行う必要性があるとは言えない状況にもある。それぞれの校種の良さや、中学校に入学することによる新たな学習環境の変化の良さも認められるようになってきている。したがって、一部過疎地に置ける小中一貫の流れがあるものの、都市部に置ける小中一貫を行うことへの意味は、中一ギャップ解消のためだけという理由では、成立しない状況にもなっている。都市部で、小学校と中学校が同一校舎を建築し、その中で一貫教育を行うことには、メリットも認められるが、単に、カリキュラムの一貫のみを提唱しているところでは、その成果は上がっていないのが現状である。特に教育課程の継続性は、新学習指導要領(国が定めた教育課程)で、既に小学校から高等学校の必修科目について系統性が図られており、教育内容に対する教育課程を国以外のそれぞれの市町村で策定する必要性は、認めにくい。</p> <p>⇒本市における小中一貫教育が目指すものは、「現状」で述べた通り、現在各中学校区で取り組んでいる小・中連携の取組の延長線上にあり、小・中学校による協働実践をさらに充実させることにより、9年間の義務教育を見通した「学びと育ちの連続性」を大切にす連携型小中一貫教育である。各小・中学校が、それぞれの中学校区における教育的ニーズや実情を踏まえ、互いを理解し連携を図り、滑らかな接続を進めていこうとするものである。9年間を見通した教育課程の編成・実施するための参考となる「鎌倉市教育課程編成の指針」を、平成23年～25年に作成する。また、小・中学校では目指す子ども像を設定し、児童・生徒指導の連携をさらに進める。</p>	

「鎌倉市における小中一貫教育」(基本方針)

～小・中学校の滑らかな接続を目指して～

鎌倉市教育委員会

1 「鎌倉市における小中一貫教育」とは

「鎌倉市における小中一貫教育」が目指すものは、現在各中学校区で行われている小・中連携の取組の延長線上にあり、その取組をさらに充実させようとする連携型小中一貫教育です。

子どもが期待をふくらませ中学校に入学していくためには、各小・中学校が、それぞれの中学校区における教育的ニーズや実情を踏まえ、互いを理解し連携を図り、滑らかな接続を進めることが大切です。

そのため、鎌倉市教育委員会では、次の三つを基本的な柱として、各学校が小学校入学から中学校卒業までの9年間を見通した教育課程を編成・実施し、子どもの「育ちと学びの連続性」を保障することを目指します。

基本的な柱

- 目指す子ども像（共通の目標）の設定
- 「鎌倉市教育課程編成の指針」による9年間を見通した教育課程の編成・実施
- 小・中学校での協働実践の充実

目標

義務教育9年間における子どもの「育ちと学びの連続性」を保障する

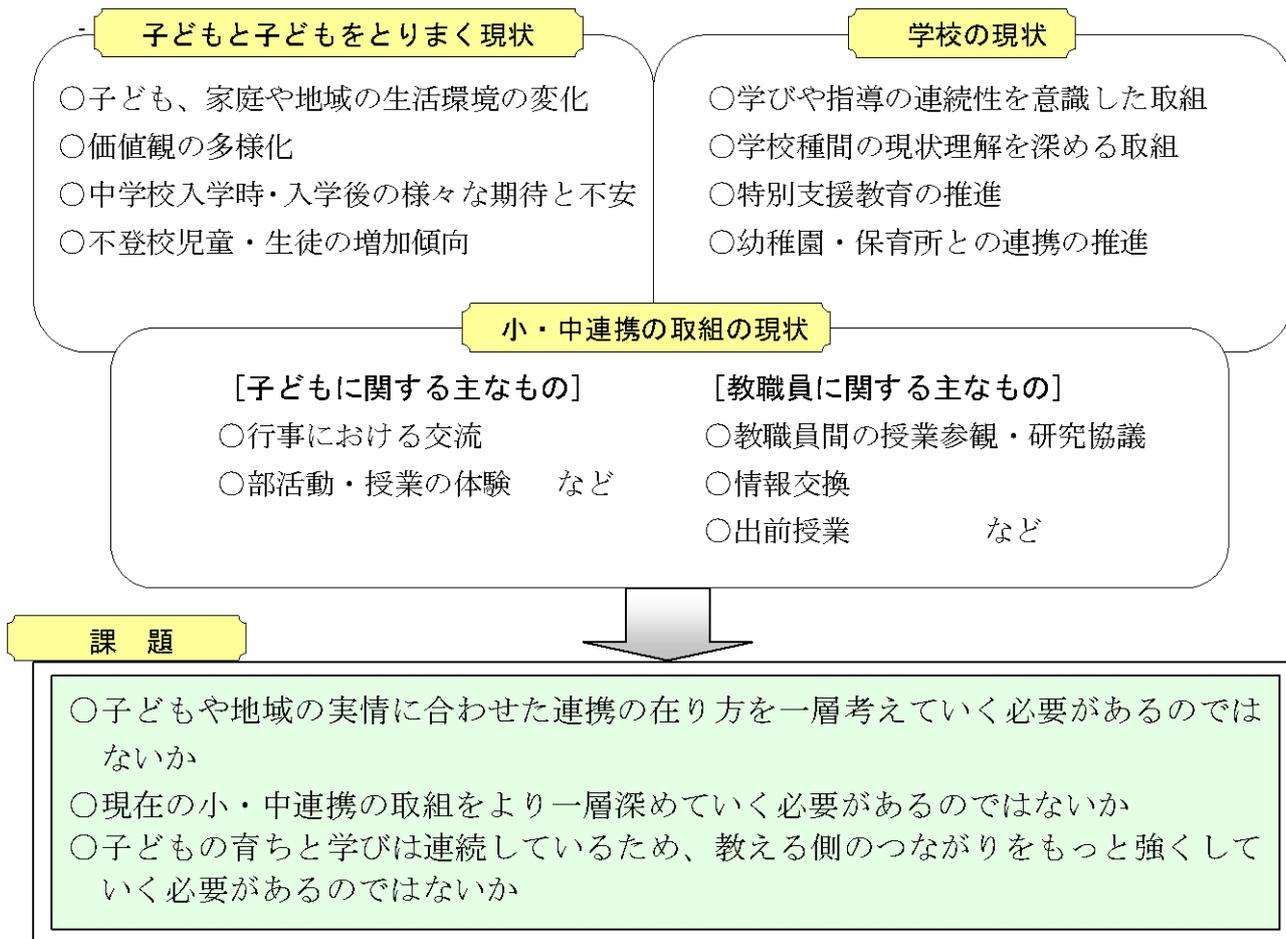
「鎌倉市における小中一貫教育」推進の取組

- 小・中学校の接続を円滑にし、期待感をもって入学できるようにする
- 相互の教職員が協力・連携を深め、小・中学校で目指す子ども像を設定し、共通認識のもと指導を行う
- 9年間を見通した系統的な学習計画で学習内容の確実な定着を図る
- 小・中学校の教職員が相互の教育活動の理解を深めることにより、子どもの発達の段階や個に応じた指導や支援の改善を図る

「かまくら教育プラン」で目指していること

- 子どもたちが教職員や友人との信頼関係を築き、楽しく活気ある学校生活を送れるようにする
- 学習の基礎・基本を定着させ、「分かる授業」をよりいっそう徹底する
- 学習に対する子どもたちの興味・関心・意欲を引き出し、自ら学ぶ気持ちをはぐくむ
- 子どもたちの豊かな成長のために、家庭、幼稚園・保育所、学校などが連携し協調して、連続性のある取組を進める

2 現状と課題



3 内容

○目指す子ども像（共通の目標）の設定

各中学校区の小・中学校で、まず教職員が児童・生徒の発達や学習の状況、学校の基本的な考え方、保護者・地域の教育的ニーズ等の情報共有と共通理解を図り、どのような子どもを育てていくかという点について共通認識をもつための話し合いや行事などの実施を推進します。

○「鎌倉市教育課程編成の指針」による9年間を見通した教育課程の編成・実施

子どもの学びの連続性を保障するため、「鎌倉市教育課程編成の指針」を作成し、それをもとに、各小・中学校が各中学校区の実情を踏まえ、各教科等における9年間を見通した教育課程を編成し実施します。

○小・中学校での協働実践の充実

各学校は、現在実践している小・中連携の取組を充実させるとともに、子どもの発達の段階に配慮し、各中学校区の教育的ニーズや実情を踏まえ、「育ちと学びの連続性」を一層意識した取組を推進します。その際、特別支援教育の推進や幼稚園・保育所との連携、関係機関等との連携を十分に図ります。

4 「鎌倉市における小中一貫教育」で期待されること

(1) 個に応じた指導の連続性

授業参観や研究協議を通して、学習内容や指導方法などについて、小・中学校による共通点や違いなどの現状理解を深めることができます。その上で、学習意欲や学力の向上、学習習慣の確立などの課題に対して9年間を見通した指導を行うことにより、個に応じた指導の連続性をもつことができます。

(2) 連続したきめ細かな生活指導

情報交換を通して相互理解を深めることにより、子どもの発達段階に応じ、小・中学校間で連続したきめ細かな生活指導を行うことが可能となります。また、不登校等への共通認識のある対応へとつなげます。

(3) 入学時の滑らかな接続

中学校入学時の子どもの期待をふくらませ、不安を和らげることができ、入学後の自己肯定感の育成や規範意識の醸成へとつながります。

(4) 豊かな社会性と人間性のさらなる育成

小・中学校における授業や行事での交流などを通して、異学年の児童・生徒、小・中学校の教職員や保護者、地域社会、関係機関が相互の関わりを深めることができ、児童・生徒の豊かな社会性と人間性をはぐくむことができると考えます。

5 スケジュール

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度以降
[小中一貫教育検討委員会]					[実施委員会]
「鎌倉市における小中一貫教育」の方向性の検討		推進校の検討、推進校における実践についての検証と課題等の検討			実施状況の確認
[指針作成委員会]					
「鎌倉市教育課程編成の指針」の作成・修正					
		[調査協力校] 協働実践 情報提供	[推進校] 「鎌倉市教育課程編成の指針」に基づく実践		順次実施

6 「鎌倉市における小中一貫教育」についてのQ&A

Q 1 国の研究開発学校や構造改革特区の指定を鎌倉市も受けるのですか。

A 1 あくまでも学習指導要領の範囲内で行いますので、研究開発学校や構造改革特区の指定を受けて進めていく予定はありません。学習指導要領総則の解説にある「児童生徒に対する一貫性のある教育を相互に連携し協力し合って推進するという新たな発想や取組が期待される」をもとに進めていきます。

Q 2 「鎌倉市における小中一貫教育」とはどんなものなのですか。

A 2 小・中学校の連携は、これまでも生徒指導や教育活動の一部で行われ、一定の効果をあげてきました。しかし、子どもの発達の視点から考えると、一層の深化・充実を図る必要があると思われます。「鎌倉市における小中一貫教育」は、特別な教育を新たに行うのではなく、目指す子ども像（共通の目標）を設定し、共通した考え方のもとで、現在各中学校区で行われている小・中連携の取組を充実させていこうというものです。すなわち、「鎌倉市における小中一貫教育」は、現在の小・中連携の取組の延長線上にあると考えています。

Q 3 「鎌倉市における小中一貫教育」の基本的な考え方は何ですか。

A 3 鎌倉市教育委員会では、義務教育9年間を見通した共通した考え方に基づいて、子どもの「育ちと学びの連続性」を保障する教育を「鎌倉市における小中一貫教育」と定義します。その基本的な柱として、「目指す子ども像（共通の目標）の設定」、「『鎌倉市教育課程編成の指針』による9年間を見通した教育課程の編成・実施」、「小・中学校の協働実践の充実」の三つを考えています。

Q 4 各学校では、具体的にどのように進めていくのですか。

A 4 小・中学校の学びをつなぐために、子どもの発達や学びの段階を考慮しながら義務教育9年間を見通した「鎌倉市教育課程編成の指針」を、教育委員会が中心となって作成します。各中学校区では、目指す子ども像（共通の目標）を設定し、「鎌倉市教育課程編成の指針」をもとに、今までの実践や子どもや地域の実情を考慮した教育課程を編成します。そして、その教育課程をもとに、小・中学校の教職員が協働で、義務教育9年間における子どもの「育ちと学びの連続性」を保障した学校教育を推進します。

Q 5 小・中学校での協働の実践とは具体的にはどのようなものが考えられますか

A 5 現在各中学校区で行われている小・中連携の取組がベースになると考えられます。「学びの連続性」に関しては、学習意欲や学力の向上等の共通の課題について、小・中学校の教職員が話し合うことも協働実践のひとつです。

また、「育ちの連続性」については、小・中学校の教職員が情報交換を行うことで、きめ細かな生活指導を行うことなどが考えられます。

まずは、現在の取組を検証し、一層の深化・充実を図っていくことが必要だと考えられます。

鎌倉市教育委員会事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価

No.8-1

事業No.	教総-28	事業名	相談室事業
単年度・経年		個別事業名	不登校・いじめなどの相談支援体制の充実
実施計画事業との関連		4-2-2-④不登校・いじめなどの相談支援体制の充実	
<p>現 状</p> <p>1. 対応する職種等</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育センター相談室教育相談指導員5名、市立9中学校スクールカウンセラー(県事業：中学に1名配置/学区内小学校の児童、保護者、教員からの相談も受ける)、「心のふれあい相談員」(2小学校に1名配置)、教育支援教室「ひだまり」(専任1名/教育相談指導員4名)、教育センター相談室スーパーバイザー、スクールソーシャルワーカー(県事業：平成22年度導入) <p>◎本人や家族が、心理的・精神医学的な問題を抱えていて、問題が複雑化しているケースが増えている。臨床心理に加え精神科医師によるスーパーバイズが求められているばかりでなく、複雑な問題を抱える家族支援のために、環境調整役としてのスクールソーシャルワーカーが必要となってきている。</p> <p>2. 主な関連機関等</p> <ul style="list-style-type: none"> 鎌倉三浦地域児童相談所、鎌倉養護学校地域支援担当、こどもみらい部こども相談課、発達支援室、教育指導課特別支援教育巡回相談員。これらの機関等とは、スクールカウンセラー、心のふれあい相談員、スクールソーシャルワーカー、教育センター関連職員との連絡会を年度当初開催し連携を深めている。 <p>◎学校と相談室との連携だけでなく、ケースの状況に応じて関係課かい、諸機関と指導主事、スクールソーシャルワーカーを介してケース会議を開催し、情報共有と共にそれぞれの役割分担を明らかにし、短期・長期の目標設定をしている。また、具体的支援の分担及び実践手法を確認する場の設定が必要となり、支援の進捗状況を共有する会議も増えてきている。(鎌倉三浦地域児童相談所、鎌倉保健福祉事務所、鎌倉・大船警察署生活安全課、医療機関、民間団体、その他)</p> <p>平成22年度に行った事業の概要</p> <p>1.相談室教育相談指導員(学校心理士、家族相談士、教育カウンセラー等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1日2人勤務。平日9～17時まで、電話、面接、訪問相談を実施。 <p>2.スクールカウンセラー(臨床心理士)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市立9中学校に1名、週1日7時間(35週/年)配置(中学校区の小学校からの相談にも対応)：生徒、保護者、教員の面接や電話相談、時には家庭訪問も実施。 <p>3.心のふれあい相談員</p> <ul style="list-style-type: none"> 市立16小学校に8名を配置(1名2校担当)し、4月から活動を開始。1校当りの勤務時間数133時間。概ね、1校当り週に1回程度、半日程度(10～14時)訪問している。場合によっては6時間程度となる。 <p>4.心理スーパーバイザー(年14回に増)：帝京平成大学心理学科長・臨床心理センター長</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談室8回、ひだまり6回のケース検討会議で、アセスメント、支援方法等について家族支援も含めて指導・助言を受ける。 <p>5.精神科医師：早稲田大学教育学部教育学科教育学専攻教育心理学専修教授</p> <ul style="list-style-type: none"> 年3回(1回増/7・10・12月)のケース検討会議で、本人及び家族の精神科受診ケースについて、疾病、服薬、副作用等についての説明及び医療的側面からの家族支援についての指導・助言を受ける。また、症状が近似する精神疾患について精神医学的基礎的助言を受ける。 <p>6.<新規>スクールソーシャルワーカー(県事業：湘南三浦教育事務所配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> 心理、精神医療面だけでなく、家族内外の問題が複雑化・多様化している状況があり、環境調整の側面からのアセスメントが必要となってきたため、導入(週1日7時間年間 35週)した。 <p>7.<新規>「生徒指導対策協議会とフリースクール等との連絡会」開催(5月初旬/相談室主催)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当市学校と関わりのある近隣フリースクール等との情報交換会を実施した。 <p>8.<新規>「不登校の予防と対応ハンドブック」の作成及び配布(7月)</p> <ul style="list-style-type: none"> 不登校の早期発見と早期対応の一助になるよう、冊子を作成し市立学校全教職員に配布した。 <p>◎不登校・いじめなどの相談体制について</p> <ul style="list-style-type: none"> 個々のケースの問題背景に対し、多方面の視点によるアセスメントの重要性が増している。相談室だけでなく、学校をはじめ、関連機関との情報共有・役割分担を明確にした支援が必須である。 			

平成22年度に行った事業の概要

◎問題の複雑なケースについて、アセスメントや支援方法は適切であったか。今後どこに焦点を当てて支援の方向を定めていくかについて、心理及び精神科医スーパーバイザーの指導・助言と共にスクールソーシャルワーカーの助言も加え、教育相談指導員間で共有できた。それをもとに家庭への関連機関とのチーム支援に生かすことができた。

◎関連機関等とのケース会議は、なるべく保護者も交えて行うよう努めることで、保護者・家庭の役割をより解りやすくすると共に、本人・家族支援に対しての関連機関の連携したチーム支援を継続することができた。

今後の課題(内部評価)

◎様々な問題背景をかかえるケースに対する環境調整と多様な支援方法技術を持つ職種として、平成22年度からスクールソーシャルワーカーを導入し、多くの示唆を得ることができたが、1年目ということもあり学校からの派遣要望が少なかったことは否めない。今後、学校への周知を更に図り、県へも継続派遣を要望していく。

◎フリースクール等との連絡会を継続して開催していく(平成23年度:5月11日開催)。市内関連団体へも参加を呼び掛ける(1団体増)。また、中学校だけでなく、小学校も視野に入れていく。

委員の方からの意見(外部評価)及び意見に対する市の考え方・対応策(⇒にて表示)

・不登校・いじめについては、神奈川県は、教育問題として最重要課題である。教育相談室事業として、この内容を日常的な教育活動と結び考える必要があり、不登校やいじめが発生してからではなく、それを起こさせない教育環境や教育状況をいかに作り出すかが、重要となる。各種相談員やアドバイザーとの連携を図りながら、不登校・いじめを出さない教育について、積極的に対応することが必要である。

⇒相談室業務は「問題の起きない学校づくり」を支援するものであると考えている。早期対応をめざしているが、これまでの具体例を通じ、支援や連携の在り方について進捗状況把握を含め、関連職員と再点検していきたい。

□

・教職員・保護者だけでは解決できない問題が多数ある。スクールソーシャルワーカーは、そんな間をつないでくれる大切な役割だと考えている。スクールソーシャルワーカーの役割周知とより一層の活用をお願いしたい。

⇒学校への周知を更に図っていく。また、国や県に働きかけるだけでなく、市としても必要職種として適切な人材を確保したいと考えている。

鎌倉市教育委員会事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価

No.8-2

事業No.	教総-28	事業名	相談室事業
単年度・ 経年		個別事業名	不登校・いじめなどの相談支援体制の充実
実施計画事業との関連		4-2-2-④不登校・いじめなどの相談支援体制の充実	
<p>前年度内部評価への対応等について</p> <p>◎平成22年度からスクールソーシャルワーカー(県事業)を、環境調整のキーパーソンとなるよう導入したが、初年度ということもあり、学校からの派遣要望は少なかったものの、関連した学校からは評価された。今年度は、多くの学校から緊急派遣要望があがってきており、定期的な派遣日とは別に、指導主事と稼働している現状である。今後の状況を見つつ、市としての事業化も視野に入れていく必要がある。</p> <p>◎フリースクール等との連絡会をはじめ、中学校とは生徒対策協議会を介して指導主事、スクールソーシャルワーカーが情報共有しやすい状況にあるが、小学校には同様の場が年2回しかないため、意図的に指導主事が学校訪問等をして情報収集していく必要がある。</p>			
<p>前年度外部評価への対応等について</p> <p>◎一人の子、ひとつの家庭の支援を構築していくのに必要な職種、機関の選択や連携については、各職種、各機関のチーム支援に対する自覚が不可欠である。相談者の背景にあるものを共通理解するところからチーム支援は始まっていくと断言していい。そのため、現在の資源の有効活用と支援の検証を怠らず、必要不可欠な人員については要望していく姿勢でいたい。</p>			

鎌倉市教育委員会事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価

No.9-1

事業No.	教総-29	事業名	調査研究研修事業
単年度(経年)		個別事業名	学校課題解決研修会
実施計画事業との関連		4-2-2-⑥課題解決能力向上研修の実施	
<p>現 状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校課題解決研修会を平成22年度は14回実施し、平成23年度も14回を予定している。 ・各学校に研修会内容と講師の希望をとり、学校と教育センターが協力して研修会を開催する。 ・研修分野は、「教育課程」「児童生徒理解」「理科等教科」「小学校英語活動等」「授業力向上」となっている。 ・研修会参加対象者は、開催校の全教職員に加え、市内小・中学校教職員の希望者である。 ・研修内容によっては、市内公私立保育園の保育士、市内私立幼稚園教諭にも参加を呼びかけている。 			
<p>平成22年度に行った事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「教育課程」5回、「児童・生徒理解」5回、「理科・総合等」1回、「小学校英語活動等」を2回、「食育等」を1回実施した。 ・学校からの課題には、「学習評価」「小学校外国語活動」や、「発達障害の理解と対応」「人間関係づくり」等の内容の希望が見られた。 			
<p>平成22年度に行った事業の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学校の直面している課題に即した研修内容のため、全教職員で共通理解が図ることができた。 ・校内研修の支援で、学校の研究テーマ、内容に添った研修を行なうため、学校の研究が深まった。 			
<p>今後の課題(内部評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催希望校が増え、希望校全校実施が難しい状況である。予算等の充実に取り組んでいきたい。 <input type="checkbox"/> ・開催希望講師の重複があり、講師の日程の確保が難しい。 			
<p>委員の方からの意見(外部評価)及び意見に対する市の考え方・対応策(⇒にて表示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市の行っているこの事業は、学校の校内研修のみでなく、地域参加型の研修制度となっており、高く評価することができる。調査研究研修事業は、学校教育の質の向上には、不可欠な事業で有り、この事業を積極的に活用する学校体制や研究体制が求められる。特に、学校の教員は、多忙化をしており、その中での研修は時間が取られることになる。教員が日々の授業改善に生かすことのできる事業を今後も行うことが求められる。 ⇒この研修会のニーズは年々高まり、小中学校全25校から希望が来ている。今後も希望全校に対応できるよう予算確保をし各学校への校内研修支援を行い、教職員の資質向上に努めていきたい。 			

鎌倉市教育委員会事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価

No.9-2

事業No.	教総-29	事業名	調査研究研修事業
単年度・ 経年		個別事業名	学校課題解決研修会
実施計画事業との関連		4-2-2-⑥課題解決能力向上研修の実施	
<p>前年度内部評価への対応等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・希望研修数が、実施可能数を大幅に上回ったため、授業づくり実践研修会(校内研修支援形式をとる)と合わせて、各校1回研修が実施できるように調整を行なった。 <input type="checkbox"/> ・予算的な措置が十分でなかったため、他市や県の指導主事等を講師として招聘し必要な研修に対応した。 			
<p>前年度外部評価への対応等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の資質の向上を目指した幅広い視野にたった研修の必要性を強く感じ、開催希望校全校での実施に取り組んだ。 			